

# 第二十二回 参議院商工委員会議録 第十九号

昭和三十年六月十七日(金曜日)午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君  
理事 上原 深水 岩武 齋藤 川上 石橋 滝山君  
委員 上原 深水 岩武 齋藤 川上 石橋 滝山君  
國務大臣 通商産業大臣 林 誠一君  
政府委員 通商産業大臣房長官 佐藤 謙三君  
事務局側 常任委員 通商産業省石炭局長 田中 正年君  
会専門委員 通商産業省鉱山局長 小林 仁君  
会専門委員 通商産業省小田源兵衛君  
会専門委員 通商産業省桑野 仁君  
会専門委員 通商産業省山本友太郎君  
会専門委員 通商産業省川上 爲治君  
会専門委員 通商産業省林 誠一君  
会専門委員 通商産業省齊藤 正年君  
会専門委員 通商産業省小田橋貞壽君  
会専門委員 通商産業省桑野 仁君  
会専門委員 通商産業省内田源兵衛君

- 石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣送付、予備審査)
- 重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)
- 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 委員長(吉野信次君) それではこれより開会いたします。
- きょうは、石炭鉱業合理化臨時措置法案、それから重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案、それから輸出入取引法の一部を改正する法律案、この三つを一括して議題に供したいと思いますが、通商大臣、幸いお見えになっておりますから、提案の説明を一つお願ひしたいと
- 思います。

○国務大臣(石橋滝山君) ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。一昨年来、わが国の石炭鉱業は深刻な不況に悩まされておりますことは、周知の通りであります。この間、約二百の休廃止炭鉱と約九万人の炭鉱失業者が発生したのであります。しかしながらその不況はとどまるところを知らざるあります。わが国の石炭鉱業が、このような深刻な不況を招來した原因は多々ありますが、根本的には、わが石炭の生産費が高いことにあると申して誤りがないと存じます。

本日の会議に付した案件

- 石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣送付、予備審査)
- 重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)
- 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 委員長(吉野信次君) それではこれより開会いたします。
- きょうは、石炭鉱業合理化臨時措置法案、それから重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案、それから輸出入取引法の一部を改正する法律案、この三つを一括して議題に供したいと思いますが、通商大臣、幸いお見えになっておりますから、提案の説明を一つお願ひしたいと
- 思います。

○国務大臣(石橋滝山君) ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。一昨年来、わが国の石炭鉱業は深刻な不況に悩まされておりますことは、周知の通りであります。この間、約二百の休廃止炭鉱と約九万人の炭鉱失業者が発生したのであります。しかしながらその不況はとどまるところを知らざるあります。わが国の石炭鉱業が、このような深刻な不況を招來した原因は多々ありますが、根本的には、わが石炭の生産費が高いことにあると申して誤りがないと存じます。

本日の会議に付した案件

- 石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣送付、予備審査)
- 重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)
- 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 委員長(吉野信次君) それではこれより開会いたします。
- きょうは、石炭鉱業合理化臨時措置法案、それから重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案、それから輸出入取引法の一部を改正する法律案、この三つを一括して議題に供したいと思いますが、通商大臣、幸いお見えになっておりますから、提案の説明を一つお願ひしたいと
- 思います。

○国務大臣(石橋滝山君) ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。一昨年来、わが国の石炭鉱業は深刻な不況に悩まされておりますことは、周知の通りであります。この間、約二百の休廃止炭鉱と約九万人の炭鉱失業者が発生したのであります。しかしながらその不況はとどまるところを知らざるあります。わが国の石炭鉱業が、このような深刻な不況を招來した原因は多々ありますが、根本的には、わが石炭の生産費が高いことにあると申して誤りがないと存じます。

本日の会議に付した案件

- 石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣送付、予備審査)
- 重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)
- 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 委員長(吉野信次君) それではこれより開会いたします。
- きょうは、石炭鉱業合理化臨時措置法案、それから重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案、それから輸出入取引法の一部を改正する法律案、この三つを一括して議題に供したいと思いますが、通商大臣、幸いお見えになっておりますから、提案の説明を一つお願ひしたいと
- 思います。

○国務大臣(石橋滝山君) ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。一昨年来、わが国の石炭鉱業は深刻な不況に悩まされておりますことは、周知の通りであります。この間、約二百の休廃止炭鉱と約九万人の炭鉱失業者が発生したのであります。しかしながらその不況はとどまるところを知らざるあります。わが国の石炭鉱業が、このような深刻な不況を招來した原因は多々ありますが、根本的には、わが石炭の生産費が高いことにあると申して誤りがないと存じます。

本日の会議に付した案件

- 石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣送付、予備審査)
- 重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)
- 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 委員長(吉野信次君) それではこれより開会いたします。
- きょうは、石炭鉱業合理化臨時措置法案、それから重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案、それから輸出入取引法の一部を改正する法律案、この三つを一括して議題に供したいと思いますが、通商大臣、幸いお見えになっておりますから、提案の説明を一つお願ひしたいと
- 思います。

の措置といたしまして既存非能率炭鉱の整理を行なうほかに、新規に非能率炭鉱の発生することを抑制するために、石炭の掘採を目的とする坑口の開設について許可制をしくことといたしました。この制度によりまして既存の炭鉱の合理化を図るための坑口及び新規の炭鉱については高能率炭鉱の坑口以外は坑口の開設を許可しないことといたしました。ただし、この措置はその性質上必要最小限の期間にとどめるために特に三年間に限り実施することといたしました。

第五章は、石炭の販売価格及び生産数量の制限についての規定であります。上述の措置とともに生産費の引き下げが炭価に反映する措置を講ずることとが国民経済に寄与するゆえんでありますので、合理化による生産費の低下に応じて毎年通商産業大臣は石炭鉱業審議会の意見を聞き標準炭価を決定公表いたします。そしてもし石炭の販売価格が、この標準炭価を著しくこえる場合にはその引き下げを勧告することにより炭価の合理的な引き下げをはかる措置を講ずることといたしました。なほなほはだいに不況に悩んでいる石炭鉱業の現況にかんがみ、炭価が標準炭価を著しく下り、合理化計画の達成に重大な支障を生ずるような事態に対しましては、通商産業大臣の指示により生産数量及び販売価格の制限に関する共同行為を実施し得るように独占禁止法の例外措置を認めることといたしました。

第六章は、石炭鉱業審議会についての規定であります。通商産業省に石炭鉱業審議会を設置し、合理化計画、標準炭価、坑口の開設の制限等重要な事項に

つきましては、これに譲問することといたしました。

以上のほかに第七章に、この法律実施上の補完規定とも申すべき難則を、第八章に、この法律の違反行為に対する罰則をそれぞれ規定いたしております。

なお、本法はその目的にかんがみ、現在計画されている石炭鉱業の合理化が達成せられる五年後に廢止いたす所存であります。事業用につきましては、その保有する鉱区に關する鉱害賠償の処理に相当の期間を要しますので、その処理の終了するまで存続せしめることといたしました。

以上はなほ簡単でありましたが、この法の構成につきまして御説明申し上げた次第であります。

政府といふしましては、申すまでもなく一切の偏見を排し、公正無私立場において考慮した結果、この法案こそ現在のわが石炭鉱業及び産業界の實態に即し、その健全なる發展をはかるため最も適切の策なりと信じて御審議を願う次第であります。何とぞ各位におかれましては政府の意の存するところを了承され、御協賛を賜わらんことを切に希望してやまない次第であります。

ただいま議題となりました重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置は、我が国におけるエネルギーの消費構成は、ここ数年来、石油需要の急激な増大に伴い著しく変化し、石油特に重油消費の占める割合が相当大きくなつて参つております。御承知のように、

わが国のエネルギー資源の賦存状況

は、石炭及び水力がその大部分を占め、石油の自給度はきわめて小さく石油需要のわずか数パーセントを満たすにすぎません。従いまして、最近の石油消費の著増は、一方においてわが国の國際収支上の負担を増大いたしますとともに、他方において国内におけるエネルギー資源特に石炭その他の燃料資源の合理的な利用を促進する上からも好ましくない結果となつております。

このような傾向は、これをこのまま放置した場合におきましては、生産の上昇及び国民生活水準の向上に伴うエネルギー需要の増大傾向と相待つて今後ますます激化するものと考えられ、ひいては国民経済の健全な運行に支障を来たすおそれがあると考へる次第であります。

このため政府は、先にエネルギー総合対策を樹立し、エネルギー自給度の向上及び國際収支の改善の見地から国内資源の合理的かつ計画的な開発及び各種エネルギー資源の合理的な使用を促進する方針のもとに、特に重油につきましては、所要の立法措置を講じてその消費分野を明確化し、経済上必ずしも重油の使用を必要としない部門、特にボイラ部門における重油の使用を極力抑制するとともに、他面、農林、水産、運輸その他の重油使用を不可欠とする部門に対しては、その供給の確保に努めることといたしましたのであります。

法案の内容につきましては、御審議の途上逐次その詳細を御説明申し上げる所存でございますが、以下その概要定されて以来、今回が第二回目の改正によるわけであります。現行の輸出輸入取引法の沿革をたずねますと、最初は輸出取引法として、不公平な輸出取引を防止するとともに、一定の範囲において輸出業者の協定の締結及び輸出

を与えるものと深く憂慮せられるものであります。

従いまして、この際わが国の貿易の健全な発展をはかるのみならず、国際貿易に大いに寄与するためにも、今日のごときいたずらに無用の競争は極力避け、合理的なお互いの自主的協調について輸出秩序の確立をはかることは焦眉の急務であると思われる所以あります。

このたび提案致しました輸出入取引法の一部を改正する法律案は、このような事態に対処し、かかる協調輸出の確保をより一層容易ならしめようとするものであります。その主要な改正点は、次の通りであります。

第一に、不公平な輸出取引をした輸出業者に対し、その行為がわが国の輸出業者の国際的信用を著しく害すると認められるときは、通商産業大臣は、直ちに、貨物の輸出の停止を命じ得ることといたしました。

第二に、輸出業者の協定に対する制限を大幅に緩和し、特に独裁の輸出取引に関する協定につきましては、現行の認可制を廢して届出をもつて足りることとし、その効果の急速なる實現を期することといたしております。

第三に、輸出業者の協定の締結が困難であり、あるいはその協定をもつて困難である場合には、必要な最小限度におきまして、生産業者または販売業者が輸出すべき貨物の国内取引に関する事項につき協定を締結する道を開きました。

第四に、特定の地域との輸出入の円滑な調整をはかるため、特に必要があると認められる地域、たとえば中共と

かインドネシアとの貿易についてははどうであると考えられますが、その地域との輸出入の調整を主たる目的とする

トサイダー規制命令につきましては、輸出入組合の設立を認める所といたしました。

第五に、輸出及び輸入に関するアウトサイダー規制命令につきましては、規制の範囲を若干拡大するとともに、その機動性を高めるよう所要の改正を加えました。なお、右に述べました輸出入の調整につきましても、これらに準じて、アウトサイダー規制ができる

ようになります。

これを要するに、この法律案は、わが国貿易の特質と事情に即応するよう、輸出取引法の規定を一段と整備拡充しようとするものであります。これが成立を見まれば、必ずや公正にして秩序ある輸出取引の体制を確立し、わが国貿易の対外的信用を高め、直ちに、貨物の輸出の停止を命じ得ることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(吉野信次君) 一通り説明を伺つたんですが、なかなか大法案であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

第一に、輸出業者の協定に対する制限を大幅に緩和し、特に独裁の輸出取引に関する協定につきましては、現行の認可制を廢して届出をもつて足りることとし、その効果の急速なる實現を期することといたしております。

第二に、輸出業者の協定の締結が困難であり、あるいはその協定をもつて困難である場合には、必要な最小限度におきまして、生産業者または販売業者が輸出すべき貨物の国内取引に関する事項につき協定を締結する道を開きました。

第四に、特定の地域との輸出入の円滑な調整をはかるため、特に必要があると認められる地域、たとえば中共と

の値段はどのくらいなものであるか、それと比べて今、大臣は高いとおつ

しゃつたが、どの程度に高いのか、そうく入ってはいろいろ御質問があると思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うですが、もしそれがあれば政府委員会にかけて、それからでけつこうですけれども、それを表向きの話で、この法案を出す以上は政府としてすでに腹案というものは持つてなければならぬはずだろ

うと思います。そこで今、非能率な山があるとおっしゃるが、一体非能率な山といふのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

と抽象的な説明だけではわかりかねると思うのですが、各委員の方もこまかに對しておるようございま

すが、今まで主としてかかる物価問題といたしますけれども、ますそいう大体のことを、こうすれば必ずこういうこと

に引き下げるために今のお話の合理化の計画、法案を読むと合理化計画といふのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

て、どの程度に徑庭があるかという三つの観点があると思うのであります

が、今まで主としてかかる物価問題といたしますけれども、ますそいう大体のことを、こうすれば必ずこういうこと

に引き下げるために今のお話の合理化の計画、法案を読むと合理化計画といふのは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

うものは何だかこの法律が出てから石油で、こういう御腹案があるだろうと思

前朝鮮事変が起りました直後のころは、海外からの運賃が非常に大きな要素になつておりましたので、あまり問題が起らなかつたのであります。しかし、朝鮮事変が終息いたしまして、海運運賃が下るに従つて非常にこの問題がシリアルスになつて参つたわけであります。これが海運運賃が一番下りました一昨年から昨年の半ばころまでにかけまして、そのころは、輸入炭を、外国の原料炭を例にとりますと、京浜地区で千円程度国内炭が高いという状態であつたわけであります。ところが最近はフレート指数をいたしましたことと、國內炭も当時に比べまして非常に下りましたので、現在の状況では大体京浜地区ではとんとん、京浜地区が一番競争上不利な状態でござりますので、阪神以西、あるいは北海道、九州というような産炭地では、今のところ輸入炭に比べましては、国内炭の方が有利になつております。

それから重油との比較でございますが、これはカロリー当たりで比較いたしまますと、大体現在でも決して重油に比べて高くないのでござりますが、たゞ重油の方は、使用にいろいろ便利な点が多いわけでございまして、そのメリットをどの程度勘定に入れて計算するのが、使用者の立場から見て妥当であるかという点につきましては若干問題がござります。で、一応メリットを、同一カロリーの場合のメリットを、一〇〇に対しても石炭七五程度に考えますと、京浜市場におきましては、現在千円程度石炭の方が高い、阪神市場におきましては、三百円程度なお石炭が高い、ただし北海道、九州というふうな

産炭地におきましては、現在でも石炭の方が若干割安になつております。

それから第三の、外国内外市場価格との比較でございますが、一番、しばしば引き合いに出されます鉄鋼用の原

料用炭につきまして申し上げますと、これはアメリカが極端に安いのであります。そこで、これは炉前価格で六ドル程度といふことになつております。ただそれわれの競争のこれから目標にはならないのでござります。その次はイギリスで十ドル程度ということになつております。これもイギリスでは御存じのよう、石炭は国営でございまして、従つて配給も国が統制してやつてあります。それはイギリスでは行け得るものと考えてお

りまして、これは炉前価格で六ドル程度といふことになつております。ただ料用炭につきまして申し上げますと、

これはアメリカが極端に安いのであります。そういたしますならば、先ほど申しました国内の他物価との関係、あるいは競燃燃料との関係では十分バランスがとれて参りまして、外産の他國の国内価格と比べましてもまず西ドライクタスということになる。それを

われわれは目標にしておりますし、その程度までは行き得るものと考えてお

ります。

**○河野謙三君** ちょっとと私、通産大臣

に伺いたいのですが、この方はしろう

とでござりますから、見当が違ひかも

りませんけれども、私が承知しておりますところでは、世界の燃料の一つの傾

向といふものは、固形燃料から液体燃

料へと急速に移行しておると、こうい

うふうに聞いておりますが、これはあ

とで局長から数字でもお示し願えれば

油も掘つて見ることには考えておりま

すが、それを伺いたいんです。

か。たとえばアメリカあたりの場合に

は、石炭もあるはずです。もちろん油もあります。両方ともあるんであります。ところが、石炭がどんどん減つて

油がどんどんふえて来たという傾向

があります。私も実はしろうであります

が、重油というものを使用してみる

と、なかなか使用がしやすいのでこ

と、それを使いたいんです。

か、それを伺いたいんです。

か。たとえばアメリカあたりの場合に

は、石炭もあるはずです。もちろん油

**○國務大臣(石橋湛山君)** もちろんこ

うことは、これはまあ大体世界的な

趨勢のようでございます。アメリカの

ような国はそのため石炭の生産量が

絶対的にも減少しております。これは

非常に極端な国であります。ヨー

ロッパの国々でも、石炭の生産量もふ

えておりますが、それ以上に油の消費

量がふえる。従つてエネルギーの給供

給量の中で石炭のシェアがだんだん

下つて来るということは世界共通の現

象でございます。これは結局油を例に

**○政府委員(齋藤正年君)** 河野委員か

らお話をありましたように、固体燃料から液体あるいは液体燃料への転換と

いうことは、これはまあ大体世界的な

趨勢のようでございます。アメリカの

ような国はそのため石炭の生産量が

絶対的にも減少しております。これは

非常に極端な国であります。ヨー

ロッパの国々でも、石炭の生産量もふ

えておりますが、それ以上に油の消費

量がふえる。従つてエネルギーの給供

給量の中で石炭のシェアがだんだん

下つて来るということは世界共通の現

象でございます。これは結局油を例に

しておきますが、それ以上に油の消費

量がふえる。従つてエネルギーの給供

給量の中で石炭のシェアがだんだん

下つて来るということ

三十年先の非常に増大する需要はまかない切れない、その先にはまた原子力もその当時の需要をまかなうにはどう大きなウェートを持ち得ないということで、また石炭系の燃料をふやきなきにならぬというふうな見方もあるようでございます。しかし現在のところは、おっしゃるよう、固体燃料のウエートが低下するということは世界的な傾向でございます。

○河野謙三君 御説明伺いますと、外國の事情、特にアメリカの事情等は、液体燃料に非常に移行して来たということは、各需要家方面からの要求によつてそり変つたということですね。

需要家の要求ということは、その方がより合理的である。その方がより能率的であるからということなんですね。そうであるとすれば、その傾向は日本においてもすでにこの二、三年そういう傾向が非常に顕著に現われておりますが、今後とも今回ののような法的措置をとらなければその傾向がますます激しくなるわけですね。それをここで押えてくるわけですね。そこで私は通産大臣に伺いたいのですが、国内の資源である石炭を多少液体燃料に比較して多くても能率であつても使わせるということは私は必要だと思うのですよ。ただ、それがどこまでそれを需要家に押しつけるかという一つのところで線を切るか。具体的に言うならば、国内の石炭といふものを合理化とともに今後何千万トンを目指にして行くんだ、この辺の一つお見通しをお持ちになつておられるかどうか。私はよく考えるのですが、塩の場合でも、高くていいなら、国内で全部需要量はできるはずですよ。国内でただ使用していれ

ば一万三千円かかる。外国で買えば数  
千円で買える。しかし一々外國から買  
えば安いからといって買わしておけば  
切りがないから、高くても国内のもの  
を使わせる。塩の外塩と内塩の関係が  
やはり石炭にもなくちゃいかぬと思  
う。その總は一体四千万トンですか、  
四千五百万トンですか、それとも三千  
五百万トンですか。合理化とともに量  
的にどこのところで押えて行くか。  
**O國務大臣(石橋湛山君)** お話しのよ  
うに確かに消費者の勝手に買わせれば  
これは今のところ重油の方が力が大き  
いことは明白です。まあ外貨の關係もあ  
るし、あるいはまたとにかく三十万人  
ですか、非常に従業者を持つておる石  
炭鉱業、これをそとかといって外國の  
重油に押しつぶさせてしまうというこ  
とも日本の産業全体としては好ましく  
ない状況を生じますので、そこで今度  
の合理化法案によりまして相当重油と  
競争のできるところへ日本の石炭鉱業  
を持つて行こう。数量は例の経済六カ  
年計画によりまして、結局五年後には  
五千万トンということに一応数字を押  
えております。これもしかし私は實際  
は、需要の状況は今後經濟界の繁榮の  
程度いかんによつて動くのであります  
から、すべての燃料を含めまして、ど  
れだけの燃料が要るということは、大  
体今日は押えて五千万としております  
が、これは相当ふえる、私はふやな  
けりやならぬかと考えておりますが、  
まあただいまのところは一応五千万ト  
ンということを目標にしてやっており  
ます。

要家から見れば相当自分が希望しない圓形燃料、石炭を押しつけられるという形が五千万トンという数字だと思うのですがね、ですからそういうことをして果して石炭の合理化が即座業の合理化につながるということは、私は言いたくないんじやないか、こう思ふんですが、その五千万トンか、四千五百万吨かという線は、これはまあ今ここで議論してもしようがない問題ですけれども、十分御検討を要する問題じゃないかと私はこう思うんです。それから、こまかい問題は別といたしまして、これは用語の問題ですが、重油の問題で、この重油でなければならぬ、要するに不可欠な産業についてといふ、この不可欠というのは、どういうところに起因しておられますか。たとえば、まあ私の一番身近かなところでいえば、今国内のバスというものは大部分重油を使っておりますね、バスは……。ガソリンじゃなく、重油を使っていますね。一体これは、バスが重油を使うのは不可欠であるか、不可缺少ないか、そういう意味で、一体引いておるか、その不可欠の定義を説明していただきたい。

○河野謙三君 これは、あなたが油の方の相当で、バスがほとんど軽油ならぬといふのはとんでもない認識不足です。よ、それは……。そういう議論は別として、そうすると下可欠というのは絶対これでなければ他によつてはまかなか対応しないといふのが不可欠だと、こういう厳格な意味だと私は思いますが、そうとすると、それによって重油の消費量というものはどれくらい減りますか、それによって出てくる重油の絶対必要量というのはどれくらいになりますか。

○政府委員(川上爲治君) 大体、現在本年度におきましては、重油の消費量を五百十萬キロリットル程度に考えておりますが、その五百十萬キロリットルのうち、先ほど申し上げました水運関係、あるいはその船舶関係といふよりますが、その五百十萬キロリットルのうち、大体百八十万ないし二百万近くござります。残りの三百數十萬といふ中で、いわゆるボイラー関係のものこれが大体百八十万ぐらいでございます。それ以外のものにつきましては、これはたとえば平炉でありますとか、そういう特定のいろいろな炉、こういうようなものにつきましては、私どもの方としましては、これは重油を使わせようという考え方を持つておるのであります。それが、今申し上げましたように、その重油のボイラー関係のもの、これが大体百八十万ぐらいであると思つておりますが、その百八十万の全部を、これを切りかえるということは、なかなかこれはいろいろ問題がありますので、むづかしいと思いますけれども、少くともそのうちの百万ぐらいはこわを転換していくべきではないかといふうふに考えております。

○河野謙三君　どうも、最初は非常に不可欠という問題がはつきりしたが、どうも二度目にはだいぶ不可欠でなくなりますから、ここでやめますが、だ今、川上さんがおっしゃったように一つの行政指導というようなことをなすわけでしょう。それをまたやろうとしていますから、ここでもうございません。まことに、川上さんがおっしゃったように一つの行政指導といふことをなすわけでしょう。

いうことを考へてゐるのは、特に今度はこれだけ強行して、不可欠のものといたるのを強くしほつしていくくといふことは、そんなことで一般の消費者にいたるのを強くしほつしていくくといふことです。いすれ、これはあらためてもう少し細部にわたつてお伺いしたいと思ひます。ほかの委員の方の御質問もありますから……。

○上原正吉君 関連してお伺いしたいのですが、重油も輸入物資ですから大切です。石炭も燃料としては化学工業の原料として大切なものになつてくると思いますが、現在石炭が使われてゐるのは動力源としてではなく、ボイラに使われるのが殆んど大部分だと思います。ボイラには電力でも間に合うのですね。一番合理的な熱源は電力じゃないかと思うんですが、今おっしゃる三千二百円程度の石炭と競争し得る、ボイラに使う熱源として使い得る三千二百円の石炭と競争し得る電力というものはどのくらいな手段のものがあるのでしょうか、御調査がありましたらお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正年君) 現在熱源としての電気の値段といふものは重油はもちろんのこと石炭に比べましても全然問題にならないほど高いものでござりますから、今のところ熱源としてのものがあるのでしょうか、御調査がありましたらお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(齋藤正年君) 現在熱源としての電気の値段といふものは重油はもちろんのこと石炭に比べましても全然問題にならないほど高いものでござりますから、今のところ熱源としてのものがあるのでしょうか、御調査がありましたらお伺いしておきたいと思います。

○海野三朗君 石炭がこういうふうに安くなければ、電力も安くなるんじやないか、火力発電のほうが。そのどれくらい安くなるかということをお伺いいたい。四千円から三千二百円くらいいになる、そうすれば火力発電の方がずっと安くまり発電できるんじやないと思います。

○上原正吉君 そうしますと、電源は

重油とに競争し得る電力といふものは考えられない、こういうわけですか。

○政府委員(齋藤正年君) 水力電源の開発、特に貯水池式の電源の開発を行なわれますと、火力発電のかわりにそういう少しこそ細部にわたつてお伺いしたいとありますから……。

○上原正吉君 関連してお伺いしたいのですが、重油も輸入物資ですから大切です。石炭も燃料としては化学工業の原料として大切なものになつてくると思いますが、現在石炭が使われてゐるのは動力源としてではなく、ボイラに使われるのが殆んど大部分だと思います。ボイラには電力でも間に合うのですね。一番合理的な熱源は電力じゃないかと思うんですが、今おっしゃる三千二百円程度の石炭と競争し得る、ボイラに使う熱源として使い得る三千二百円の石炭と競争し得る電力といふものはどのくらいな手段のものがあるのでしょうか、御調査がありましたらお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(齋藤正年君) 御存知のように未開発電源としましては、まだ相当あるわけでございますが、漸次開発費用が高くなりまして、最近では常時運転を前提として考えれば、火力発電の方が安い——石炭を使った火力発電の方がむしろ安いということになつておるような状況でござりますので、今後電力価格が異常に安くなるということはちょっとと考えられないと思ひます。

○海野三朗君 石炭がこういうふうに安くなければ、電力も安くなるんじやないか、火力発電のほうが。そのどれくらい安くなるかということをお伺いいたい。四千円から三千二百円くらいいになる、そうすれば火力発電の方がずっと安くまり発電できるんじやないか。そうすると、水力発電の場合も、ボイラの用途に電力が競争相手になるということはちよっと考えられないと思います。

○上原正吉君 そうしますと、電源は

千二百円に下りますと、これは全体ひつくるめたコストでございますから、販売価格は品種によつても相違しません。また引き下げ率も運賃その他のを含んで最終利用者渡しの価格は必ずしもこの率で下るということにはならないわけですが、一応一律二〇%下つたいたしますと、現在電力のうちで石炭費の占めるウエートが二割くらいでございますので、全体として四%くらい販売コストとして下るといふことになるわけでございます。

○海野三朗君 火力発電では、石炭が大部分じゃないですか。それで値段がらうしてもそれはあまりわざかの下り方ですが、大体それは正確なる計算ではないでしょうか、大体妥当のお答えでござりますが、大体妥当のお答えでござりますか。

○政府委員(齋藤正年君) 申し上げましたのは、火力発電だけではございませんで、全部の電力原価に對してこういう影響があるということを申し上げたわけでございます。

○海野三朗君 今、私がお伺いしたいのは、火力発電の場合だけはどれくらい安くなるか、石炭がこれだけ安くなければ、火力発電といふ、つまり水力発電を入れないで火力発電がどれだけ安くなりましょうか。

○政府委員(齋藤正年君) これはたゞいま正確な新しいデータを持っておりましませんが、古い発電所の場合に大体三分の二くらいの燃料費が石炭代である、従つて三円として二割下つて、六七十銭くらいは一キロワットアワー当たりのコストが下るということであります。

○栗山夏夫君 今のようなのは、これがシビアな計算が出ておるんですか

ら、こういう委員会で概数的な数字のことですからね、答弁されても私どもそういうふうに言わると議論が出てきてちょっと工合が悪いんですね。だからこれはやはり権威ある数字が出でますから、そういうふうに言わると議論が出てきます。

○政府委員(齋藤正年君) 申し上げましたのは、私は通産大臣にお伺いしたのではありませんが、どういうふうに資料を整えてから質問されるといふことになるわけでございます。

○海野三朗君 それでは私は通産大臣にお伺いしたのですが、以前には石炭の増産々々というて、まるで鳴り物入りで太鼓をたたいておった。そうかと思うと、一方においては、この重油、原油に対する関税を免除しておいて、それをなんだから油会社が大もうけをして、油会社はほんとうに油ふとりをしてしまった。そういうようなことを一方においてやつておいて、今度はこの石炭が困つたからというので、こういう法案を出されるのは、根本的なことを……私は今までの政治の貧困と申しましようか、どうも実に憤慨したあります。

○海野三朗君 たゞいまの御答弁でどういふお考えになつていらっしゃるかがよくわかりましたが、ついでに原油に対する関税はどうなりましたか、皆一割減をやつて、あれはどうなりましたですか。

○政府委員(川上篤治君) 従来原油あるいは重油等につきまして一割かけることになつておりますが、そのままになつておるのであります。につきましては二%，重油のうちでB重油、C重油につきましては六・五%

○国務大臣(石橋湛山君) この戦後の日本の経済産業の向が、環境が非常に激しく変化をしたということが、確かに一つですが、だからそれに対応して根本方策をとり得なかつたという悩みがあつたのであります。それは事実はあるにしても、それは確かにお話をうながす。また引き下げ率も運賃その他のを含んで最終利用者渡しの価格は必ずしもこの率で下るということにはならないわけですが、一応一律二〇%下つたいたしますと、現在電力のうちで石炭費の占めるウエートが二割くらいでございますので、全体として四%くらい販売コストとして下るといふことになるわけでございます。

○海野三朗君 それでこれはまた根本的方策がとり得なかつたという悩みがあつたのであります。それは事実はあるにしても、それは確かにお話をうながす。また引き下げ率も運賃その他のを含んで最終利用者渡しの価格は必ずしもこの率で下るということにはならないわけですが、一応一律二〇%下つたいたしますと、現在電力のうちで石炭費の占めるウエートが二割くらいでございますので、全体として四%くらい販売コストとして下るといふことになるわけでございます。

○海野三朗君 それでは私は通産大臣にお伺いしたのですが、どういうふうに資料を整えてから質問されるといふことになるわけでございます。

○政府委員(齋藤正年君) 申し上げましたのは、私は通産大臣にお伺いしたのではありませんが、どういうふうに言わると議論が出てきます。

○海野三朗君 それでは私は通産大臣にお伺いしたのですが、どういうふうに言わると議論が出てきます。

○政府委員(齋藤正年君) 申し上げましたのは、私は通産大臣にお伺いしたのではありませんが、どういうふうに言わると議論が出てきます。

○海野三朗君 それでは私は通産大臣にお伺いしたのですが、どういうふうに言わると議論が出てきます。

○政府委員(川上篤治君) 従来原油あるいは重油等につきまして一割かけることになつておりますが、そのままになつておるのであります。につきましては二%，重油のうちでB重油、C重油につきましては六・五%

○政府委員(川上為治君) B、C重油だけに特にかけることにいたしましたことは、これはやはりB、C重油が最も石炭と競合いたしておりますので、重油につきましては、ほとんど石炭とは競合いたしませんので、しかもA重油につきましては、その大部分が水産関係でありますとして、水産関係につきましては、この際油の値段を上げるということはどうかと思うというような問題もござりますので、石炭と最も競合するB、C重油だけに関税をかけるということにいたしたわけでございました。

○政府委員(川上富治君) 関税をかけ  
る、かけぬという問題につきましては、これは当時の二十六年ごろの事情と最近の事情が若干違っておりますけれども、そのつどこの問題につきましては、国会でいろいろ検討をされたのであります。国会でいろいろ検討されました結果、やはり一年延ばし、あるいはさらにまた一年延ばすといふことで今まで来ておられるわけございません。また、今回はいろいろ政府におきましても検討いたしましたが、やはりこの際A重油とかそういうものにかけるといふことは水産関係その他の方面に影響が相当あるということでお業政策的に見ましてもB、C重油だけにかける方がよくはないかというふうに考えまして、B、C重油だけにかけることにいたしたわけであります。

を行ひがかり上主張しなければならぬ  
というような駆目に至つております。  
これが一つの石炭政策としてずっと続  
いておつたルートであります。ところ  
が片つ方に重油という便利なものがど  
んどん輸入をされ、これは需要の要求  
があるから入ってきたのですが、これ  
はいろいろな矛盾が出てきております。  
が、結局そいつたような経余曲折を  
経て今日までしておりますけれども、  
わが国全体のエネルギーの状況という  
ものを考へると、これはまだこの委員  
会でも宿題に実は私はしてあるはずで  
あります。が、昭和七十五年に一億七千  
万の人口になつたときにこのエネルギー  
ギーはどうして解決するかと質問した  
ところが、四十年先の見通しは立たぬ  
というふうなわけでした。立たぬという、と  
ではわれわれはしようがないから、今  
その作業をしてもらつております。そ  
ういうふうなわけでありますから、日本の今  
後要するエネルギーの総量からいえ  
ば、石炭も重油も、輸入重油ももちろ  
ん含めて新炭、ガス洗いざらいしても  
足りないということははつきりしてい  
る、将来足りないということは、足り  
ないということははつきりしておりな  
がら石炭もエネルギーの一翼だからど  
んどん使つたらよさそうなものなのに  
それが危れない、従つてそういうよう  
な現状からこの問題を取り扱つていく  
場合には、私は二つの違つた軌道の上  
を走つてゐる問題を一つの軌道に乗せ  
て解決しようとしているところに問題  
があると思う。一つは何かと申します  
と、今、当面の石炭の不況で問題に  
なつてゐることは、戦後開発してきた  
石炭の出炭量というものについて、出  
炭し得る能力というものはもうきまつ

ところに私は一番苦しみがあるのだろうと思ひます。そしてその苦しみの説明をするために石炭の価格を下げれば、重油と同じ値段にすれば石炭の方があ少しは売れるだろう、重油は便利だけれども、その点は行政指導によつて押しつけて石炭を貰わせる、こういうような対策になつてゐるところに私は問題があると思います。従つてそういう石炭の安定出炭をさせるということと、大きくエネルギー源として見た場合の考え方はやはり別な考え方で出したいかない、どうまいかないと考へる。それで石橋大臣にちょっとお伺いしたいのだが、どうか石炭問題の根本的な解決というのは石炭ヒモユーリー燃料として使うか、工業原料として将来日本が使って安定出炭を保障していくか、この考え方从根本上ないといふのは解消しないと思うのです。それはある品質以上の高級炭についてももう燃料としては使わせない、これは全部原料炭として特別な化学処理をやつて他に用途を指定する、もしそのためのプランの設備費といふものが足りなければ、それは資金がなければ国がめんどうをみて作つてやる、そういうふたような考え方というものが必要であるかなかという点を一つデスカッションをどうしてもする必要がある。燃料として使う場合には一定の力口リ以下の中質炭、亜炭まで含めて活用して、エネルギーが足りないのであら百パーセント活用するようになければならない、こういうふうにしなければならない。今のやり方でいくと

足りないのは重油で補給していく、こういうことになれば地下に埋もれいるところの重要なエネルギー源は眠つたままストックということになるだろうが、将来のエネルギーの足りない部分に対するストックといえばそうですが、それはあまりにも計画的ストックでない。従つてそういう考え方からいたしまして石炭というものを将来開発し、これを日本の産業経済に高度に利用していくためにはもう少し政策的に変つた視野に立たなければいけないということが考へられる。先ほども石炭は非常に重油に対して使いにくくというお話をありましたが、なるほど使いにくいかからそれを解決していく一つの方法としては、石炭をたくとこのの炉をやはり科学化して、もう山元では相当優秀な微粉炭をこしらえて、これは私のしきうとの想いつきだからお笑い下すつてもけつこうですが、微粉炭を使ってこれを低質の炭とまぜてセメント袋の中に入れて全国に送り、ガスと同じようになにバーナーで燃やすことができるようすれば、こうすれば重油と同じようく使うことができる、同じ利用価値が出て来る。火力発電所でやっているあの燃やし方を小さなボイラーでもできないかどうか、そういうことが簡単に可能であるかどうかといふと、さくっとする必要がある。従つて今日政府が出されているこの対策というものは一口に言うと、あまりにも局面を急いで解決するというと、とにかくやうとせられた結果、長らくデスカッションをする必要がある。い間の対策というものが十分織り込め

られないところに問題があるのじゃないか。通産大臣はそういうようなお考えを状に六ヵ年計画を立てておやりにならうというわけですから、一つお聞かせ願いたい。

○國務大臣(石橋湛山君) 私どもとしでも石炭化学を興す。あるいは低質炭の利用をして発電をするというようなことを考への中に入れておるわけであります。しかしそうかと申して、今それによつて現在の石炭鉱業の問題の解決がすぐにできるというわけではありませんので、とにかく石炭鉱業の安定ということをお詫のようによつて、一応当面の問題として、どうしても石炭鉱業の安定ということがまず第一に必要でありますから、この中にはむろん石炭の今後の利用方法について考へております。

○栗山良夫君 私はなかなか急場に間に合わないと思います。それは石炭の液化一つやろうと思つても、なかなかできなかつたわけですから、なかなか困難であります。決してお詫のようなことを全然考慮の外にしておるわけではないのです。

○栗山良夫君 私はなかなか急場に間に合わないと思います。それは石炭の液化一つやろうと思つても、なかなかできなかつたわけですから、なかなか困難であります。決してお詫のようなことを全然考慮の外にしておるわけではないのです。

○白川一雄君 最近大手の炭鉱の決算の内容を見ましても、また株価から判断いたしましても、かなり危機をはらんでおるものだらうと想像されます。

○白川一雄君 最近大手の炭鉱の決算

また中小炭鉱はより一そろ悲惨な状態になつておる。原因はいろいろあります。しかし戦争並びに戦後をなつたのを除いて、たゞ出炭する、出炭し、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励された。経済事情の変化もあつたであります。特に出炭を奨励する方法において、石炭といふものは切羽の整備をしてやれば、当然出炭があつえるものであるのに、坑口から出る量だけをもつて出炭といふに考へていったものでありますから、

坑内が非常に荒れてしまうという結果が起つておるのであります。そういう観点から立案をいたしたわけあります。決してお詫のようなことを全然の困難な事情に対しても、救済といふことも必要であるといふふうに考へりますし、またそうしなければ、この法律が通れば失業者が出るといふが、それでなかつたらより一そろ悲惨な形で失業者が出てのじやないか。合理化をするといつましても、縦坑を掘れば、これは当然また労働者が余つてくるということがありますので、これはまた労働大臣に、それによつて生ずる失業者の処置といふことについては、十分お聞きしなければならないと思うのですが、この法案を見ますと、この合理化といふ点において、生産の合理化と需給の合理化とを分けて考へますが、この合理化といふものは、縦坑を掘つただけでなかなか炭鉱といふものは合理化できる

ものじゃないので、やはり水に対する处置から、輸送の関係から、資材の関係から、資金の関係、あらゆるものと総合して、ピーアのない、バランスがある、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励され、経済事情の変化もあつたであります。しかし戦争並びに戦後をなつたのを除いて、たゞ出炭する、出炭し、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励された。経済事情の変化もあつたであります。特に出炭を奨励する方法において、石炭といふものは切羽の整備をしてやれば、当然出炭があつえるものであるのに、坑口から出る量だけをもつて出炭といふに考へていったものでありますから、

坑内が非常に荒れてしまうという結果が起つておるのであります。そういう観点から立案をいたしたわけあります。決してお詫のようなことを全然の困難な事情に対しても、救済といふことも必要であるといふふうに考へりますし、またそうしなければ、この法律が通れば失業者が出るといふが、それでなかつたらより一そろ悲惨な形で失業者が出てのじやないか。合理化をするといつましても、縦坑を掘れば、これは当然また労働者が余つてくるということがありますので、これはまた労働大臣に、それによつて生ずる失業者の処置といふことについては、十分お聞きしなければならないと思うのですが、この法案を見ますと、この合理化といふ点において、生産の合理化と需給の合理化とを分けて考へますが、この合理化といふものは、縦坑を掘つただけでなかなか炭鉱といふものは合理化できる

研究してみたのでございますが、その結果から、輸送の関係から、資材の関係から、資金の関係、あらゆるものと総合して、ピーアのない、バランスがある、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励された。経済事情の変化もあつたであります。しかし戦争並びに戦後をなつたのを除いて、たゞ出炭する、出炭し、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励された。経済事情の変化もあつたであります。特に出炭を奨励する方法において、石炭といふものは切羽の整備をしてやれば、当然出炭があつえるものであるのに、坑口から出る量だけをもつて出炭といふに考へていったものでありますから、

坑内が非常に荒れてしまうという結果が起つておるのであります。そういう観点から立案をいたしたわけあります。決してお詫のようなことを全然の困難な事情に対しても、救済といふことも必要であるといふふうに考へりますし、またそうしなければ、この法律が通れば失業者が出るといふが、それでなかつたらより一そろ悲惨な形で失業者が出てのじやないか。合理化をするといつまでも、縦坑を掘れば、これは当然また労働者が余つてくるということがありますので、これはまた労働大臣に、それによつて生ずる失業者の処置といふことについては、十分お聞きしなければならないと思うのですが、この法案を見ますと、この合理化といふ点において、生産の合理化と需給の合理化とを分けて考へますが、この合理化といふものは、縦坑を掘つただけでなかなか炭鉱といふものは合理化できる

ものじゃないので、やはり水に対する处置から、輸送の関係から、資材の関係から、資金の関係、あらゆるものと総合して、ピーアのない、バランスがある、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励された。経済事情の変化もあつたであります。しかし戦争並びに戦後をなつたのを除いて、たゞ出炭する、出炭し、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励された。経済事情の変化もあつたであります。特に出炭を奨励する方法において、石炭といふものは切羽の整備をしてやれば、当然出炭があつえるものであるのに、坑口から出る量だけをもつて出炭といふに考へていったものでありますから、

坑内が非常に荒れてしまうという結果が起つておるのであります。そういう観点から立案をいたしたわけあります。決してお詫のようなことを全然の困難な事情に対しても、救済といふことも必要であるといふふうに考へりますし、またそうしなければ、この法律が通れば失業者が出るといふが、それでなかつたらより一そろ悲惨な形で失業者が出てのじやないか。合理化をするといつまでも、縦坑を掘れば、これは当然また労働者が余つてくるということがありますので、これはまた労働大臣に、それによつて生ずる失業者の処置といふことについては、十分お聞きしなければならないと思うのですが、この法案を見ますと、この合理化といふ点において、生産の合理化と需給の合理化とを分けて考へますが、この合理化といふものは、縦坑を掘つただけでなかなか炭鉱といふものは合理化できる

ものじゃないので、やはり水に対する处置から、輸送の関係から、資材の関係から、資金の関係、あらゆるものと総合して、ピーアのない、バランスがある、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励された。経済事情の変化もあつたであります。しかし戦争並びに戦後をなつたのを除いて、たゞ出炭する、出炭し、金が要るなら金を出してやるといふことで非常に奨励された。経済事情の変化もあつたであります。特に出炭を奨励する方法において、石炭といふものは切羽の整備をしてやれば、当然出炭があつえるものであるのに、坑口から出る量だけをもつて出炭といふに考へていったものでありますから、

坑内が非常に荒れてしまうという結果が起つておるのであります。そういう観点から立案をいたしたわけあります。決してお詫のようなことを全然の困難な事情に対しても、救済といふことも必要であるといふふうに考へりますし、またそうしなければ、この法律が通れば失業者が出るといふが、それでなかつたらより一そろ悲惨な形で失業者が出てのじやないか。合理化をするといつまでも、縦坑を掘れば、これは当然また労働者が余つてくるということがありますので、これはまた労働大臣に、それによつて生ずる失業者の処置といふことについては、十分お聞きしなければならないと思うのですが、この法案を見ますと、この合理化といふ点において、生産の合理化と需給の合理化とを分けて考へますが、この合理化といふものは、縦坑を掘つただけでなかなか炭鉱といふものは合理化できる

均がとれなければビーグの一番低い線になりますと、金をかけたものはデッド・ストックになるというが炭鉱の性質じゃないかということを考えますと、これは資金から始まってすべてを予定の合理化の成果というものが上らないということになるのです。結果的には、目的ではなかつたけれども、一時的なカソフル注射のような援助だけに終つて合理化はできないのじゃないか、石炭の面のみから産業を考えると、いうことはできないので、聞くところによれば重油にしたために銑鉄の一千円以上も安くなつておるといふことを考えれば、日本の貿易産業その他から、ただ重油を使つたらいかぬ程度といつてもそこにおのずから規制の限界があるのではないかと、いうことを考へますと、どうしても合理化、救済の面はのけて合理化という面の、もう少しほかの産業を見ないと、いうわけにはいかないのじゃないかと、いうことを考へますと、石炭だけに馬鹿馬式になつて、これが具体的な年度別な生産計画並びに需給計画というものをお知らせ願えども、仕合せだと、こういうふうに考えま

うと思うのですが、今の質問について……。

○小松正雄君 答弁があつてからでいいです。

○國務大臣(石橋湛山君) なお、こまかいことは政府委員から申し上げさせますが、今の御質問に対してごく一応のことを申し上げますと、これは計画は政府部内としては、一応立てておるわけであります。しかしほんとうの合理化の計画、ここにもありますように、審議会において専門家その他に集まっていただきて、そこで十分に練つていただいて、その案でやろう。そして計画は二色あります。五ヵ年間を通じての全体の計画、それから年次別の計画を、これはむろん始まりから年次別もある程度作ります。年々やはり今年の計画、来年の計画というふうにして作っていきまして、これは事情も五年なり六年の間にこの経済界の事情が変りますから、始まりから立てたものがそのままいけるというのでもありますまい。やはり年々翌年度の計画を十分立てて、そうして誤まりのないように期していくたい、かようなわけであります。今まあ、ごくあらましのことはむろん政府の腹案としては持っているわけであります。ほんとうにきめるのはさよろくな方法できめた、こういうふうに考えます。

○委員長(吉野信次君) ちょっと、さつき私は冒頭にお願いしたのだが、併段の点は一応説明がありました。それからさつき私が申し上げた通りのような今、大臣もおっしゃったように、結局合理化計画というものは、何とか審議会といふものへかけるという建前になつておるけれども、しかしこの法

案によってさつき政府委員の言われた通り、四千円のものが三千二百円と二割下ると、こういう目標を、そういう予定をされたのには、いわゆる不合理な山というものは何ぼを整理して、そうして、どの方面をやるかという大体の計画がなければちよつとこの法案は出せないと思うのですけれども、自川委員の御質問もそれだらうと思うのですけれども、具体的に詳しい動かない数字という意味ではないと思いますけれども、今日でなくともいいと思いますが、とにかく現在の日本の石炭のうちにおいて能率の悪い山は幾つあって、これが標準生産にいかないからこれをどれだけ整理するのだ、するためにはどれだけの金が必要なのだ、その金の金利はどうなつて、あと一部分は消費者が負担するのだとか何とかいう、そういう大きっぽな数字でもよろしゅうございますから、やはり一応御説明を願つておかないと、何のためにこの法案を出すのかということがちよつとのみ込めないと思うのです。そこで私さつき申し上げたのですから、もしそういう意味でそう具体的な動かない数字はむろん法律の建前から何ですぐれども、つまり四年なら四年の全体の計画というものの、それから年度別の大体の計画はこうだといふ腹案は一応御説明願つた方がいいのぢやないか、ことう思うのです。

慎重に審議するためにはおそらく各委員からもそれぞれいろいろな資料がまだ御要求があろうかと私は思います。従つて議事の進め方としましては、大へん御苦労ですけれども、委員長の方においてこの法案をしからば実施する場合における細目の質疑というものを徹底的にこまかくやる。こういうものをまず最初にずっとおやりになつて、それからこの法案をしからば実施する場合における細目の質疑というものを徹底的にこまかくやる。こういう工合に取扱いなしをしていただきたい。それでわれわれもそこまで腹がまえも今日はしておりませんし、提案理由も今日伺ったばかりでありますから、従つて今日は適当なところで一つ打ち切つていただいて、そういう準備のできるようにしてたらどうかと思います。

○小松正雄君 私は大臣に対しまして、この石灰鉱業合理化臨時措置法案は、もつともただいま栗山同僚よりも申されましたように、本委員会としては重要な法案なりと考えておるのと同時に、国民もこの法案をどういうふうにして通過するのか、どういうふうにして否決するのかと、こういうふうな二様な建前から見守つておらうと、かように考えまするときに、私は前国会に大臣が御就任せられたときに、小中炭鉱の通産大臣に就任しようと思いまと今日の中小炭鉱のあり方について決心をもつたことによつて法文化するかどうかでこの救済方法を考えてやることを懇願した場合に、大臣は、はつきりさようになつた場合は、自分が大臣にならうとなるまいと鳩山内閣が継続

的に内閣を組織する場合においては、その趣旨に従つてその仰せられることについては、はつきり何とか形を表わして出ますということを言われておりましたから、私も実際にそうなつて来るものなりと考えておりましたら、幸いにここに石炭鉱業合合理化臨時措置法として提案せられましたが、これについてただいま大臣の提案理由の説明を伺つておりますと、救済であるか、あるいは企業整備統合であるか、どちらに重点を置いておるかがわからないような御答弁である。そこで重ねてお伺いしたいことは、この法案をもつてあなたとしては企業を整備するということが目的であるか、あるいは救済的な意味において三百万トンが、今日の石炭の過剰になつてゐる三百万トンの石炭の過剰をのけさえすればどうにか需給のバランスが合うような面において三百万トン過剰を抑える意味において弱小炭鉱といいますか、小口炭鉱これらを買い付け、そうして名目通り三百万トンを規制しよう、こういう考え方におるのか。その二つの点について、まず御答弁を願いたい。

業というものが全体として生き返る、また他の産業にもいい影響を与える、こういう効果がなければ合理化をうたう理由がないのであります。つまり目的はやはり合理化が目的であります。つまりまして、その合理化の半面が一種の救済になる、こういう意味だと私は了解をしておるわけでございます。単なる救済である、たとえば今も中小炭鉱からなる、何とかなぎ資金がほしい要求が出ております。今、こういうものが出来ればまた何とかなるかもしれないが、それまでの間中小炭鉱から常に困る、何とかなぎ資金がほしいというような話も出ておりますが、それはそれでただいま別途考究をして何とかなぎ資金でも出してやれるようになります。しかしその案そのものは単なる救済ではない、こういうふうに御了解を願うのが適当かと思います。

○國務大臣(石橋湛山君) この御批評であります。しかししながら消極的に申しましても、今そのままに石炭鉱業をほうつて置けば中小炭鉱は、中小炭鉱じゃない、ある人々はおそらく中小炭鉱よりも先に大炭鉱が倒れるだらう。という人もありますが、とにかく炭鉱といふものは今よりもっと惨たんたる状況に陥るのではないかと思うのであります。ですからこの案によつて整理せざるを得ないものは適当な条件で整理してやる。それから残つたものはとにかく需給の安定をするように出炭の調整もいたして、それからまた炭価も合理的に下るということになれば、まあそれは整理のために八十億円の一部分は出炭量に応じて出してもらう、一部分は金利の引き下げの部分で出してもらうということになつておりますから、これは確かに出炭量に応じて何がしかの、二十円なり何なりの負担をしなければならぬことは事実であります。しかし、かしその結果が今の需給関係等において安定することとなれば當業者としても、それだけの負担をいたしてもさして苦痛じゃないのじゃないかと、かように考えます。これは全然殘る炭鉱は何にも負担をせずにこれだけの整備をするということともこれまたなかなか社会的にもねずかしい問題があるだろうと思いますので、そこでそれだけの負担は残る炭鉱にしてもらおう。しかし全部の負担を残る炭鉱にしてもうどうといふことはこれは相当重荷になるだらうと思いますから、そこでそれは金利を引き下げて、その金利引

○小松正雄君 いろいろ掘り下げて、何といいますか、御質問申し上げればとても長くかかると思いますから次回に譲りたいと思いますが、今、大臣のおっしゃることから考えますと、ここで私は過言かもしませんが、その眞意を明らかにしておきたいと思いますが、この鉱業法案によつて、ある国民は炭鉱の景気の時代はどうだこうだ、ところが悪くなつたら整備統合だの、あるいは買収だのというようなことでこの法案が出された、こういうふうに二様に考えておる国民があるわけなんですね。そこで大臣は国民の血税である税金をもつてこれらの法案によつてしようとされるのならそれは相当考えなくちやならぬと思いますが、單に今も大臣が仰せられたように、この法案を施行する上の経費という八十億というものは残存する人たちからも半分出させる、半分は金利の引き下げをする、こういうことであるなら何にも私は憚ることなくして、大臣ははつきりこういうことであるからしてやり遂げるという決心があるか、もし決心がないとなればただいま大臣が仰せられておりまする、ある炭鉱は買い上げる、買い上げるということはどこから出るかということを私は言いたくなるわけで、そこで大臣は、今、あなたがいう強いお心がまえがあるのか、それをちょっと伺つておきたい。

るわけであります。それから残る炭鉱も今申しますように、一部は金利引き下げで出してもらうということになりますが、そういう点も、残る炭鉱は相当の便益を受けることもあります。なお、合理化のためには相当の政府資金を今後もつぎ込まなければならぬとのことでありますから、そういう点も、国情であります。それで、金利引き下げで出してもらうわけじきございません。

○小松正雄君 いろいろの話が遡りますが、まずまあ、この残る炭鉱だけの負担によってこの合理化をやるわけじきございません。

政府でなくとも、前吉田内閣当時のあります燃料対策というものがなかつたために、今日あなた方はそのあとを受け方からして、たとえば石油の需給がどうだけあればいいかというような、まあ、非常に私も氣の毒に考えます。(笑声)全く……が、しかしながら、こういう何というか、跡始末をせなくちゃならない立場にあらうかと思うときには非常に私も氣の毒に考えます。(笑声)全く……が、しかし、その責任に立つてその理由を感知されて、そして、それでもつてこの法案によつて処理なさうとするところである限りは、少くとも大臣はその責任になつてですね、この法案に対しても、皆さんの御意見を尊重されてですね、すみやかに、国民の中で炭鉱にまあ援助するんだとかいうようなことのない法典でありますからして、その点には大臣は真剣に一つ各位の意見をいれられて、そしてこの法案は、法案として出してあることについての内容は、

だいま繰り返して申しますように、八十億という経費は国民の血税じゃないといふふうあり方だけははつきり示しても、おきたいと思いますけれども、時間の都合もございますので次に譲りたいと思います。たとえば石炭が高い、石炭が高いから引き下げるために縦坑を掘りたくするのだと、こういうことを言わざかした、そういう理由もある、それはどういうところにあるかと申しますならば、結局申しますならば、たとえば中間搾取があつて、中間搾取ですね、たとえ商社ですね、生産業者と消費者と直結しておれば、まだまだ安い炭価でもって、電力にしろ、鉄道にしろおさまっておるということなんですね、中小鉱体炭鉱は全然そういうところに恵まれておらなかつたので、それが原因で今日破産、倒産をして倒れてきておるわけでありますし、それから、なおまた、これに関連いたしまして、失業対策の問題、あるいは私がここで率直に申しますと、縦坑が掘され、機械が近代化される五ヵ年計画で政府の金を出資して、そして援助資金を出して計画的に石炭コストを下げるために、大炭鉱にそういうふうにコスト引き下げのために資金を出してやるとしておるために、今日二十万、三十万の従業者がおりますが、これが今度は、今から二、三年たつてこの中小炭鉱の整理にちょうど伴って、縦坑の

掘さくが完成されて、そして進行とともに機械の近代化によつていくということになりますと、現在三十万万円であります。おものは五年たつたら少くとも十万、十五万になるでしょう。そなうならなかつたら、そなう大きな金を投資してまでやる必要はないのじやないか、かよう考へまして、そなうなつてくれば、それらに對する失業はどういうふうにするのかといふことも、そなうしたいろいろこの法案について、私は審議の過程に立つて質問を申し上げてあります。とにかく大臣にさつき申し上げましたように、この法案については真剣な決心をもつて、諸般の問題について対処されることをお願い申し上げます。

○委員長(吉野信次君) いかがでしょ、さつき栗山委員の議事進行の御発言もありましたので、これは相当重要な法案でござりますから、本日は、この法案に対する質疑はまあこの程度にしておきまして、なおさつき申ししたことについて、次回にまた適当なときに政府から説明を聞きまして、そしてもう少しこの法案の、何といいますか、性格ですね、性格というものを確かめて、それから細部の審議に入つたらよからうと、こう思います。

○河野謙三君 この合理化措置法案は、石炭の流通過程の問題も当然入つておりますか、流通過程も合理化の対象にしておられますか。

○国務大臣(石橋湛山君) 先ほどのお話をよくわかりました。今の河野さんの御質問は、この価格のことは入つておりますが、販売のこととは入つております

せん。

○河野謙三君 私は対象になつてないかもこの際資料をいただきたいと思ひます。が、御承知のようなこのこういう言葉が當るかどうか、コストの中に占める運賃ということが非常に大きいのですから、いわば運送鉱業と言つては私は余り過言でないと思います。そなういう意味におきまして、この消費者価格までに至る運賃、マージン、こういう流通過程のこの分析をしたものをおつけくださいと思ひます。ただだけますか。

○政府委員(齋藤正年君) 提出いたしました。大体御趣旨一つ資料としていただきたいと思ひます。

○河野謙三君 それから同様な意味で、油につきましても同様な資料をちょうだいいたしたいと思ひます。が、できますか。

○政府委員(川上爲治君) 提出いたしました。

○河野謙三君 それからもう一つ、油につきまして、重油、軽油、油の品種別に、他の外国の価格と日本の価格との価格差のこの対照したものをいただきたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 提出いたしました。

○河野謙三君 それからもう一つ、油につきまして、重油、軽油、油の品種別に、他の外国の価格と日本の価格との価格差のこの対照したものをいただきたいと思ひます。

○河野謙三君 それからもう一つ、油につきまして、重油、軽油、油の品種別に、他の外国の価格と日本の価格との価格差のこの対照したものをいただきたいと思ひます。

○河野謙三君 たとえば重油につきましても、日本では重油の価格が非常に割高である、日本の市場では重油は幾らでありますか。これがくらいのものばかりませんか。

○河野謙三君 実は小売価格とか、卸売価格とか、そういう段階

別の価格については十分の調査ができておりません。

○河野謙三君 私が要求するのはそなうこまかいものではなくても、アメリカの製油業者の販売価格、これと日本の製油業者の販売価格、こういうものについての品種別の価格の対照表と

いうようなものをいただけますか。

○政府委員(川上爲治君) 大体御趣旨の程度のものがおきせるかどうかわかりませんか、なるべくできる限りの資料は出したいと思います。

○河野謙三君 いいかげんのものをちらり見ても意味ないのですが、いたく以上は通産大臣の責任において出された資料ですから、責任を持つものを出しています。が、どうかわかりませんか。が、いたく以上は通産大臣の責任において出された資料ですから、責任を持つものを出しています。が、どうかわかりませんか。

○河野謙三君 それでは資料をいたしまして、重油については私ども申しますと、重油に比べますと割安であるということについては、私の方としましても認めております。先ほどお話をありました資料については私どもとしましては、できるだけのものを作って出したいと思います。

ういう格好になつてゐる。こういうことはお認めになるんですか、それはど

ういう事実かということについて探求したいと思うのでござります。その事実はお認めになつてゐるでござります。

○河野謙三君 やはり國內におきまして重油が割高であつて、ガソリンとか軽油についてはどちらかと

思ふと、その方面も何とかなさらなければいかぬのじやないか、また将来それをしようというお考えがありにならぬかどうか、それをお伺いしたい。

○國務大臣(石橋湛山君) 中小企業をまとめて石炭合理化法案のようによると、その自殺をするといふようなものはごく小企業に対する御承知のように、中

いわゆる零細企業に属する人が多いものと思ひますが、こういう諸君に対する

はいろいろ個々の事情がございましょ

うから、そこで相談所等によつて、各

地にあります相談所等でもつて十分相

談をしてもらつて、そうしてそれぞれの事情に応じて打てるだけの手は打つてやる、あるいは金融をつける、その

方法をやる、こういうことでやつておるわけであります。全体の中企

業をまとめて石炭合理化法案にあるよ

うにこれを全部貰い上げるとか何とか

いうような措置は考えておりません

し、またこれは實際なかなか容易ならぬことだらうと思ひます。これは各地

及び各企業の実情に応じて手を打つと

いうことは努めてやるようになつた

思つておる次第であります。

○海野三朗君 時間も大分過ぎましたから、私はまた後日に質問を留保いたしまして、本日はこれで終ります。

○委員長(吉野信次君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記を始め

が、そういう点はいかよにお考へに



を罰するほか、その法人又は人に  
対して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算  
して六月を経過した日から施行す  
る。

2 この法律施行の際現に第二条の  
規定に該当する事業を営んでいる  
者は、第三条の規定による許可を  
受けたものとみなす。

3 前項の規定により許可を受けた  
ものとみなされた者がこの法律施  
行の際現に設置し、若しくは工事  
に着手している第四条第一号に掲  
げる支店、出張所その他の店舗又  
は配給所については、同条の規定  
による許可を受けたものとみな  
す。

4 附則第二項の規定により許可を  
受けたものとみなされた者が、こ  
の法律施行の際現に工事に着手し  
ている第四条第二号に掲げる本  
店、支店、出張所その他の店舗の  
売場面積の拡張については、同条  
の規定による許可を受けたものと  
みなす。

5 附則第二項の規定により許可を  
受けたものとみなされた者であつ  
てこの法律施行の際現に第四条第  
三号の規定に係る業務を行つてい  
るものは、この法律施行の日から  
六月間を限り、同条の規定にかか  
わらず、その業務を行うことがで  
きる。

6 この法律施行の際現に国、地方  
公共団体又は公共企業体がその所  
有する施設を百貨店業者に店舗と  
して使用させている場合において  
は、その使用については、第七条

の規定は適用しない。

7 通商産業省設置法（昭和二十七  
年法律第二百七十五号）の一部を  
次のように改正する。

第九条中第三号の二の次に次の  
一号を加える。

第二十五条第一項の表中

化審議会	化審議会
百貨店審議会	百貨店の事業活動に 関すること。重要事項を調査審議すること。

に改める。

化審議会	化審議会
百貨店審議会	百貨店の事業活動に 関すること。重要事項を調査審議すること。

三の三 百貨店の事業活動が一  
般消費者、一般小売業者及び

卸売業者の公正な利益を阻害  
することを防止することを目的  
とするその活動の規制に關  
すること。

昭和三十年六月二十二日印刷

昭和三十年六月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局